

# 地域審議会の概要

## 1. 地域審議会の趣旨

地域審議会は、合併によって市域が広がり住民の意見が行政に届きにくくなるという懸念を払拭するため、旧合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）の規定により、旧 2 市 2 町単位で平成 15 年 4 月設置された。具体的には、新市建設計画の進捗状況をはじめ、それぞれの地域のまちづくりに関する意見や要望をとりまとめ、2 年毎に市長に対し意見を述べることもできる。

## 2. 周南市地域審議会の概要

### (1) 設置期間

平成 15 年 4 月 21 日～平成 25 年 3 月 31 日（合併後 10 年間）

### (2) 地域審議会の事務【地域審議会の設置に関する協議書第 3 条（抜粋）】

地域審議会は、新市の各区域ごとに、当該地区に係る次に掲げる事項について、新市の長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

新市建設計画の変更に関する事項

新市建設計画の進ちょく状況に関する事項

新市の基本構想の作成及び変更に関する事項

その他市長が必要と認める事項

また、地域審議会が必要と認める事項について審議し、新市の長に意見を述べることができる。

### (3) 委員の構成

・委員は 15 人以内（公共的団体を代表する者、学識経験者、公募による人）で構成。

### (4) 委員の任期

第 5 期：平成 23 年 10 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

### (5) 会長・副会長

委員の互選によって定める。

### (6) 会議について

・会議は市長が招集。

・委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

・会長が認めれば、委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

・会議の議長は、会長が務める。

・会議は公開。（「周南市附属機関等の会議の公開に関する規程」により、会議録についても公表。）

・議事は、委員の大方の賛同をもって決定。